

令和8年度当初の学校施設開放の団体登録申請に係る必要書類について

## 変更点がありますので、必ずご確認ください

必要に応じ下記書類を後述の市川市公式Webサイトからダウンロードし、必要事項をご記入の上、団体登録フォームに添付してください。容量等で電子申請ができなかった際は、恐れ入りますが、紙にて学校または当課までご提出ください。

提出書類に不備があった場合には再提出をお願いすることがございます。書類が揃わない際には団体登録に遅れが生じますので、ご注意ください。

また、事務局での審査結果によっては、団体登録をお受けできない場合がありますので、ご承知おきください。

※団体登録フォームに関するお問い合わせは学校ではなく、生涯学習振興課までお願いします。

### 1. 団体登録について

#### (1) 団体の条件

団体登録には、以下の条件が満たされていることが必要です。

①「市民のスポーツ推進、文化活動の振興及び青少年の健全育成」を目的とした活動であること

②5人以上の者で構成されていること

③本市に居住し、勤務し、又は通学する者がおおむね4分の3以上を占めていること

④代表者が本市に居住する20歳以上の者であること

※登録時の書類は虚偽のないよう、作成してください。

※当課では使用状況等の現地調査(事前告知なし)をしております。虚偽の申請が発覚した場合は団体登録を取り消す可能性もございます。

#### (2) 配慮事項

①より多くの団体の皆様に施設をご利用いただくため、令和8年度の団体登録につきましては、可能な限り「1団体につき1学校」での登録をご協力をお願いいたします。

〔令和7年度に複数の学校に登録されていた団体の皆様には、可能な範囲で登録校を調整いただくか、新規団体より使用の相談があった際に、優先してお譲りくださいますようお願いします。〕

※登録したい学校に在籍する児童・生徒が団体構成員の過半数を占める場合は、この限りではありません。

②団体名簿が類似するもので同一校に複数登録する、いわゆる「団体の二重登録」はしないよう、ご注意願います。

### 2. 提出期日及び提出書類

#### (1) 提出期日

令和8年1月13日(火)

## (2) 提出書類

- ①「市川市運動場等使用団体登録申請書」(様式第1号)
- ②「団体規約（会則）」(様式は定めておりません。)
- ③会費を徴収している団体のみ  
「収支報告書」(直近のもの、新規立ち上げ団体は予算書でも可)

※上記①については、市川市公式Webサイトの書式をご利用いただか、団体登録フォームへご入力ください。※②③については任意の書式となります。

### 【市川市公式Webサイト】

●<学校施設開放－団体登録について－提出書類について>

URL: <https://www.city.ichikawa.lg.jp/edu10/1111000008.html>

上記アドレスからダウンロードが可能です。

※こちらにword版、excel等の申請書があります。

## 3. 記入上の注意

毎年、提出書類に不備のある団体が多数見受けられます。

ご確認いただき、不備のない申請書類の提出をお願いいたします。

(書類については過年度の様式や独自に作成した様式は使用しないでください。)

### (1) 「市川市運動場等使用団体登録申請書(様式第1号)」について

- ①市外在住者が市内在勤及び市内在学者の場合、必ず該当者の勤務先又は通学先を記入し、社員証や学生証の写しを添付してください。
- ②この申請書は、使用料（照明料・空調料）の設定及び保険請求の資料となるため、会員の氏名、年齢、生年月日、学年、住所（枝番含む）は必ずご記入ください。  
※①の添付及び②の記入のないものは、「市外在住者」と判断し、団体登録が出来ない場合があります。
- ③市内在住者を優先するため、「市外在住者の児童及び生徒」は大人と同等とします
- ④緊急時等の連絡用に、昼間でも連絡が可能な連絡先（代表者含め2名以上）をご記入ください。
- ⑤年齢及び学年は、次年度4月当初現在のものをご記入ください。
- ⑥**20人以上となる場合は、必要に応じて行を挿入してください**  
毎年独自に作成された用紙での提出があります。そのような提出があった場合は、再提出となり年度当初の登録に間に合わない場合がありますので、ご承知おきください。
- ⑦名簿欄に記載されたメンバー=活動者（指導者含む）となります。保険の関係もあることから、活動に参加する方は漏れなく登録してください。送迎のみの保護者など、普段の活動に参加されない方は記入しないでください。

→上記項目をご確認の上、団体登録フォームへ添付いただか、同フォーム内の入力欄へ直接ご入力ください。

## (2) 「団体規約（会則）」について

- ①パソコン(Word、Excel 等)での作成をお願いいたします。お手元にワープロソフトが無いのであれば手書きでの作成も可とします。
- ②学校施設を使用することが、団体の既得権になっていると誤解を与えるような記載はしないでください。
- 例)「活動場所は○○小学校体育館とし・・・」→×  
「活動場所は市川市内施設とし・・・・」→○
- ③当該学校の部活動（学校体育）から社会体育へ移行した経緯をもつ団体は、その旨を会則に記載していただきますようお願いいたします。
- 例)「(沿革) 当団体は、○年、○○小学校○○部より社会体育へ移行した団体である。」

## (3) 「収支報告書」について

市川市学校施設の開放に関する規則により、営利目的の使用を禁止していることから、当該調査表並びに収支報告書・予算書を提出していただいております。

- ①会費を徴収している団体におかれましては、直近の収支報告書か予算書を添付ください。
- ②団体登録の通知後、ホームページをお持ちの団体は、教育委員会に提出したものと同じ書類（団体規約、収支報告書等）をご掲載くださいますよう、お願いいたします（※掲載状況は当課で確認させていただきます）。

## 4. その他

- ①申請内容の確認のため、教育委員会よりご連絡させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。また、会費を徴収している団体において収支報告書、予算書の提出が無い場合、または記載内容に不明な点があった際にもご連絡させていただくことがあります。
- ②学校施設開放事業での活動は、「ふれあい保険」の対象となります。詳細につきましては、市川市公式W e b サイト内「ふれあい保険」で検索してください。  
また、「ふれあい保険」の対象とならない怪我・事故もございますので、個別の保険に加入することも検討してください。
- ③新年度、団体の登録人数等に変更がある場合は、令和8年5月29日（金）までに最新の「市川市運動場等使用団体登録申請書(様式第1号)」および「登録団体及び会費等調査票 兼団体宛連絡確認書」を提出してください。  
なお、上記期限以降は、原則として年度途中での照明料・空調料免除の適用変更はできませんので、あらかじめご承知おきください。

## 5. 参考

登録までの流れ

- ・登録申請書類を作成

(1) 「市川市運動場等使用団体登録申請書」(様式第1号)

(2) 「団体規約（会則）」

(3) 「収支報告書」または「予算書」※会費を徴収している団体

↓

- ・上記登録申請書類（1）～（3）を団体登録フォームにて期日までに申請

↓

- ・学校及び教育委員会で、申請内容を審査

※審査の結果、団体登録をお受けできない場合もございますので、ご承知おきください。

↓

- ・令和8年3月下旬以降、教育委員会より「市川市運動場等使用団体登録通知書」を配布

市川市教育委員会 生涯学習振興課